

インフォメーション

令和 7 年 11 月 1 日

税理士法人 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

R7 年の年末調整の変更点 各種控除額が改正されています！

令和 7 年の年末調整は昨年との変更点がありますのでご紹介します。

1. 基礎控除の見直し

基礎控除額が所得金額に応じて段階的に引き上げられています。

詳しくは [インフォメーション No575](#) をご参照ください。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))				基礎控除額		改正前
				改正後 (注1)		
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円 (注2)		48万円
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円		

2. 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55 万円の最低保証額が 65 万円に引き上げられています。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5,000 円以下	65 万円	55 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下		その収入金額 × 40% - 10 万円
180 万円超 190 万円以下		その収入金額 × 30% + 8 万円

※給与の収入金額 190 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

3. 特定親族特別控除の創設

所得者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の特定親族がいる場合には、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

詳しくは [インフォメーション No574](#) をご参照ください。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注))				特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下	(123 万円超 150 万円以下)			63 万円
85 万円超 90 万円以下	(150 万円超 155 万円以下)			61 万円
90 万円超 95 万円以下	(155 万円超 160 万円以下)			51 万円
95 万円超 100 万円以下	(160 万円超 165 万円以下)			41 万円
100 万円超 105 万円以下	(165 万円超 170 万円以下)			31 万円
105 万円超 110 万円以下	(170 万円超 175 万円以下)			21 万円
110 万円超 115 万円以下	(175 万円超 180 万円以下)			11 万円
115 万円超 120 万円以下	(180 万円超 185 万円以下)			6 万円
120 万円超 123 万円以下	(185 万円超 188 万円以下)			3 万円

※親族の合計所得金額が 58 万円以下の場合、扶養控除の対象となり 63 万円の控除が適用されます。

4. 扶養控除等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件 (注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 (注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

出典：国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/pdf/102.pdf>